

○座間味村歴史文化・健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例

令和元年12月11日

条例第24号

(目的)

第1条 村民及び座間味村の来訪者に対し、自然、観光、歴史、文化等の情報を発信し、自然に対する意識の啓発と心身の健康づくり及び観光の振興を図る目的として、座間味村歴史文化・健康づくりセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条

| 名称                 | 位置             |
|--------------------|----------------|
| 座間味村歴史文化・健康づくりセンター | 座間味村字座間味220番地8 |

(管理者)

第3条 センターの管理者は座間味村長（以下「村長」という。）とし、センターの管理及び運営は、設置目的の効果をより高めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により村長が指定する法人その他の団体にセンターの管理を行わせることができる。

(使用の許可)

第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。ただし、避難勧告の発令及び風水害等における避難者はその限りではない。

2 前項の規定により、許可を受けた内容を変更使用とするときも同様とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第5条 使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、センターを使用する権利を他に譲渡し又は、転貸することができない。

(使用の制限)

第6条 村長は、管理上必要があると認めるときは、第4条第1項及び第2項の許可について使用の制限その他必要な条件を付けることができる。

(使用の停止又は取消)

第7条 使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、村長は使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) その他村長が必要があると認めるとき。

(使用料等)

第8条 使用者は、別表に定める使用料及び上映料を前納しなければならない。

2 前項の使用料は、公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

3 村長は、センターの使用について特別の事由があると認めるときは使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責任によらない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 使用前に使用の許可の取消又は記載事項の変更の申出をなし、村長が相当の理由があると認めるとき。

(3) 第7条第3号の規定により使用を停止し、又は使用の許可を取り消したとき。

(特別の設備等)

第10条 使用者は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

(使用後の整備)

第11条 使用者は、使用を停止されたとき若しくは使用の許可を取り消されたとき又は使用を終わったときは、直ちに使用場所を現状に復して村長に引き継がなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、村長がこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第12条 使用により建物、付属設備、備品等を破損し、又は滅失したときは、使用者は、村長の裁定する損害額を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事情があると認めるときは減免することができる。

(使用時間)

第13条 センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、村長が必要と認めた場合は、規定時間外においても使用することができる。

(委任)

第14条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

| 使用料     |      |                |                |                |                |
|---------|------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 区分      | 単位   | 9：00～17：00     |                | 17：00～22：00    |                |
|         |      | 村内             | 村外             | 村内             | 村外             |
| 集会場     | 1時間  | 2,600円         | 4,200円         | 3,300円         | 5,300円         |
| ステージのみ  | 1時間  | 1,600円         | 2,000円         | 1,150円         | 2,350円         |
| 多目的室1   | 1時間  | 1,100円         | 1,600円         | 1,350円         | 2,200円         |
| 多目的室2   | 1時間  | 1,300円         | 2,200円         | 1,650円         | 2,800円         |
| 使用料     |      |                |                |                |                |
| トレーニング室 | 区分   | 村民<br>(大人)     | 村民<br>(子ども)    | 一般<br>(大人)     | 一般<br>(子ども)    |
|         | 1回   | 100円           | 50円            | 300円           | 200円           |
| シャワー室   | 1回   | 100円           | 50円            | 300円           | 200円           |
| 展示室     | 1回   | 無料             | 無料             | 100円           | 50円            |
| 上映料     |      |                |                |                |                |
| シアター上映  | 区分   | 村民<br>(大人)     | 村民<br>(子ども)    | 一般<br>(大人)     | 一般<br>(子ども)    |
|         | 基本上映 | 300円<br>(270円) | 150円<br>(130円) | 500円<br>(450円) | 300円<br>(270円) |
|         | 特別上映 |                |                |                |                |

備考

- 1 使用時間については、準備及び後片づけに要する時間も含む。
- 2 使用時間超過については、30分以下は切捨て、30分を超えたら切上げる。
- 3 使用者が入場料金その他これに類する料金を徴収する場合、又は収益を伴う用途に使用する場合の使用料は基本料金の倍額とする。
- 4 シアター上映（ ）料金は団体料金とし、20人以上から適用する。又、シアタードームの貸切使用料は集会場の料金を適用する。
- 5 シアター上映村民年間フリーパス料金として大人2,000円子ども1,000円とする。
- 6 使用料の大人利料金は高校生以上とし子ども料金は通中学生以下とする。

- 7 各種障がい手帳をお持ちの方と付添い者1名は一部区分の使用料は半額とする。
- 8 75歳以上の村民の一部区分の使用料は免除とする。